

〔翻 訳〕

2020年段階でのコロナ感染症の現状

— 先住民族の権利に関する国連特別報告者報告（A/75/185）

ホセ・フランシスコ・カリ・ツァイ（José Francisco Calí Tzay）

（角田 猛之 訳）

訳者まえがき

本稿は、先住民族の権利に関する国連人権理事会の特別報告者たるホセ・フランシスコ・カリ・ツァイ（José Francisco Calí Tzay）の国連報告書たる“Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples, José Francisco Calí Tzay”（A/75/185）（2020年7月）を訳出したものである。報告書のタイトルには「2020年段階でのコロナ感染症の現状」は付されていないが、以下に言及する2021年に刊行された報告書との連続性を示すために訳者が報告書の内容を踏まえて本翻訳に付した。

ホセ・フランシスコ・カリ・ツァイの“Indigenous peoples and coronavirus disease (COVID-19) recovery”（Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples（A/HRC/48/54））を「先住民族とコロナウイルス感染症：先住民族の権利に関する特別報告者報告（A/HRC/48/54）」として、2022段階での最新状況を知るために訳出し、本誌第51号（2022年12月）に投稿した。したがって、順序は逆転するが、コロナ感染症が世界中に拡大しはじめた2020年という最初期段階でのコロナ感染症と先住民族に関する状況の一端を知る手掛かりとして、本報告書を訳出した次第である。

特別報告者たるホセ・フランシスコ・カリ・ツァイの経歴等の一端については本誌第51号の「訳者前書き」参照。

〔概要〕

先住民族の権利に関する特別報告者ホセ・フランシスコ・カリ・ツァイは、本報告において先住民族の個人的、集団的権利に対してコロナウイルス感染症（以下、コロナと略記）が以下のような事項を含むさまざまなことごとにおよぼす影響に焦点を当てて検討する。すなわち、健康上のリスクとならんでコロナからの先住民族の回復力の源泉、パンデミックに対する国と先住民族の対応のあり方、そして、先住民族内において観られた、さまざまな制限や緊急措置がもたらしたネガティブかつ非先住民族と比較して不釣り合いな影響、等々である。そして特別報告者はこれらの検討を踏まえて、包括的な経済的、社会的復興と、将来生じうる同様な事態に対する備えに関して一連の勧告を行う。

I. 序

1. 本報告は人権理事会決議42/20にもとづいて、新たな受任者たる先住民族の権利に関する特別報告者ホセ・フランシスコ・カリ・ツァイによって国連総会に提出された最初の報告書である。そこでは、前任者の最終報告（A/74/149）以降に行われた諸活動を概観し、コロナパンデミック（以下、原則としてパンデミックと略記）が先住民族に及ぼした固有の影響について分析している。

II. 特別報告者の活動

2. 直近の国連総会報告以降特別報告者は、2019年10月14-24日の間コンゴに公式訪問し（A/HRC/45/34/Add.1）また、2020年3月10-19日の間デンマークとグリーンランドへの公式訪問を開始した。しかし後者の訪問はパンデミックゆえに3月13日に中断され、健康上の安全が確かなものとなるまで延期された。昨年中の特別報告者の活動に関する詳細な記録は人権理事会への特別報告者の報告書（A/HRC/45/34）においてなされている。

III. 新たな任務保持者のビジョンと優先事項

3. 2021年は特別報告者を任命しはじめて20年周年にあたるが、それは、先住民族の権利促進やグッドプラクティス、根強く残存するさまざまな不備と課題、そして次の10年の戦略提案、等々において、どれほどの成果がこれまでにあったかを評価する良い機会である。先住民族の諸組織や政府、「先住民族問題に関する常設フォーラム」(Permanent Forum on Indigenous Issues)（以下、常設フォーラムと略記）、「先住民族の権利に関する専門家機構」(Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples)（以下、専門家機構と略記）その他の専門家と共同して、特別報告者は任務期間中にとくに注目すべき以下のような問題を提示している。すなわち、(a) 先住民族の権利に対する大規模農業と森林伐採の、とくに、パーム油、大豆、砂糖、プランテーション、そして牧牛場への影響。そこには救済・保障機構の問題や説明責任と保護に向けたメカニズムも含まれている；(b) 先住民族の土地や領域の確定と権限付与、そして登記などを通じて学んだグッドプラクティスと教訓。それは、土地に関する委員会や省庁、先住民族の機関・コミュニティ、そしてその他の専門家からの教訓などを含んでいる；(c) 気候変動が先住民族に対してもたらしている諸々の帰結。彼ら個人や集団の権利に対するネガティブな効果を防いだり緩和するために有効かつ持続可能な実践を含む。その際、パリ協定第7条において承認されているように、気候変動適応策は、先住民族の伝統的な知識体系によって導かれ、それらに関係する社会—経済的また環境にかかわる政策のなかに組み込まれなければならないことが強調される；(d) 先住民族の権利を主張することを犯罪としたり、恣意的な拘束、拷問、その他の残虐で非人道的、あるいは侮辱的な処遇や

処罰の影響。抑止や保護、救済措置などに関する勧告を含む；(e) 強制労働の影響；(f) 先住民族によって伝統的に占有され使用されてきた土地や領域に対する開発提案に対する、彼らの文化や環境や社会に対する影響評価を通じて得られたグッドプラクティスや教訓、そして、(g) 先住民族がになっている自然保護、管理の方法を通して学ばれたグッドプラクティスと教訓。

4. また特別報告者は、アフリカの先住民族との地域協議の実施とそれらに関する報告書の作成も計画している。

IV. コロナウイルス感染症のパンデミック下における先住民族の状況

5. 2020年の前半期、世界規模のパンデミックによって世界中で少なくとも1100万人（おそらくはそれ以上）の罹患と50万人の死亡、そして経済的、社会的不平等の拡大を引き起こした。パンデミックの抑止のためにとられたさまざまな施策の結果、なんらかの規制や困難をまったく免れた人はほとんどいなかった。そして世界人口の6パーセントを占めるに過ぎない先住民族がもっとも大きな影響を被った。現状においてもその存在自体を脅かすさまざまな脅威に直面している先住民族社会は、コロナによる死亡、差別、コロナ抑止策から被るきわめて大きな影響、そしてまた、パンデミック拡大ゆえに権利侵害からの保護を受けることなく放置されていること、等々のさまざまなより大きな危機に直面している。
6. 特別報告者は2020年5月1日に、著しい権利侵害を受けているすべての地域に関して、中間報告をなすようにとの指令を受けた。コロナは世界中に前例のないほどの恐怖や困難を引き起こしているが、先住民族はとくに世界から忘れ去られていると感じている。
7. 本報告書はつぎのような情報に依拠して作成している。すなわち、先住民族や市民社会の諸機関の刊行物や関連するウェビナー・専門家の討論への参加、そして、さまざまな国や先住民族、人権機関などのからの——いくつかの特別手続きメカニズムを通じて提示された共通の質問事項や特別報告者への指令などに対応した——提案などである。特別報告者は——本報告書で必ずしもすべての見解を参照してはいないが、そのすべてが特別報告者への指令の遂行に有益であった——見解を寄せていただいたすべての政府と機関に感謝申し上げたい。

A. 法的枠組みと国際的指針

法的枠組み

8. 到達可能な最高水準の身体・精神の健康を享受する権利を先住民族が平等に有していることは、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: 以下、社会権規約と略記) 第12条と「国連先住民族権利宣言」

(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples: 以下、権利宣言と略記)
 — ここでは、先住民族が自らの制度を通じて発展や決定、健康にかかわる計画の実行などに積極的にコミットする権利（第23条）や伝統的な医療や実践に対する権利（第24条）を有していると規定している — で明言されている。

9. 社会権規約第12条第2項は、健康に対する権利は「伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧」にとって必要なことがらを含んでいると規定している。さらに市民権規約委員会（Committee on Economic, Social and Cultural Rights）は、同規約第2条、第3条にもとづいてそれらが先住民族・非先住民族にかかわらず平等であることを強調している¹⁾。委員会はとくに「先住民族は公共医療や健康管理にアクセスする権利を有している」と考えており、それはとりわけ以下の内容を含んでいる。すなわち、「公共医療は、伝統的な予防医療や治療のための実践、医療を踏まえて、[先住民族の] 文化的に適した（culturally appropriate）ものでなければならない」こと；「締約国は先住民族に対してそれらを自ら企画し、提供し、そして運営するために必要な資源を提供しなければならない」こと；そして、「先住民族が健康を享受するために必要な薬用植物や動物、鉱物などが保護されなければならない」こと、等々である。つまり委員会はつぎのように考えているのである。「先住民族を彼らの意思に反して伝統的な領域や環境から追い出すような開発活動や、彼らが食料源としているものにアクセスできないようにすること、さらにまた、彼らの土地との共生関係を破壊すること、等々は、彼らの健康にとって有害である」ということである²⁾。

10. さらにまた、たとえば「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（International Covenant on Civil and Political Rights: 以下、市民権規約と略記）第6条においては、生命に対する権利を尊重し、確保する締約国の責務は、生命を危うくする可能性があると合理的に予見可能な脅威や生命の危機にさらす状況についても及ぶものとされている³⁾。人権委員会はこのことに関して、「環境の悪化」（“degradation of the environment”）や「先住民族の土地や領域、そして天然資源の剥奪」、そして「生命を危うくする疾病」などを含むものと考えている。そして、つぎのようなものがふくまれるだろう。すなわち、生命を危うくする — 自然もしくは人為双方の — 疾病対策のための緊急プランや疾病対策プランとならんで、食料・水・シェルター・健康管理・電気・衛生設備・そして実効性ある緊急の公共医療、等々にす

1) 到達可能な最高水準の身体・精神の健康を享受する権利に関する社会権規約委員会の一般的意見、No. 14 (2000)、第18パラグラフ参照。先住民族の平等なアクセスに関しては権利宣言第24条とILO169号条約第20条にも規定されている。締約国は雇用主が安全で健康な労働条件を雇用主が提供するようにならなければならない（社会権規約第7条およびILO169号条約第20条）

2) 社会権規約委員会一般意見 No. 14, 第27パラグラフ。

3) 生命権に関する人権委員会一般的意見第7パラグラフ参照。

ばやくアクセスできることもふくまれている⁴⁾。委員会は、「先住民族のメンバーをもふく」めて、「生命権は一切の差別なく尊重され、確保されなければならない。」⁵⁾先住民族の女性にとっては、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: 以下、女性差別撤廃条約と略記)は、農村地域をふくめてすべての女性に対してヘルスケア・サービス(第12条)や社会保障(第16条)へのアクセスを平等に保障することを求めている。

11. 地域レベルに関しては、「アフリカ憲章」(African Charter on Human and Peoples' Rights)は、健康に生きる権利(right to health)が平等に保障されることを規定している(第16条)。また、「アメリカ先住民族権利宣言」(American Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)もまた、最高のレベルの身体的、精神的な健康を享受し、自らの健康システムを維持する集団および個人の双方の権利を承認している(第18条)。
12. 多くの国において一般の人びとの移動や交流を何らかの理由から一時的に制限する措置を行うことがある。また、先住民族はとくにそのような措置から影響を被ることがこれまでもあった。さらにまた、そのような措置を国が先住民族に課す範囲は、彼らの伝統的な土地に対する自己決定権や自治の権利(国連宣言第3, 4条)によって制約されている。

国際的指針と地域的指針

13. コロナに対する緊急の社会経済的対応のための2020年4月の国連枠組みでは⁶⁾、先住民族がもっとも危機的な状況にあり、最大限の社会経済的な周縁化を被っているゆえに緊急に新たな対策をなすよう特別の配慮を必要としていることが認められている。そのような枠組みはさらに、社会の結束やコミュニティを主体とした回復・対応のためのシステムが先住民族にとってはとくに重要であるかということが強調されている。そしてそれには、コロナが引き起こす人権問題を監視するための指針として、危険にさらされている住民の人数と先住民族をコロナから守るための特別の措置が存在するか否かを正確に調べるものがふくまれている(枠組みへの添付1参照)。「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women: UN-Women)は、危機に対応するためのこのシステム全体の枠組みを実施するなかで、先住民族の女性と少女がおかれている状況を可視化することに役立つような分析をさらに追加することを提案している⁷⁾。

4) Ibid., para. 26.

5) Ibid., para. 61.

6) https://unsdg.un.org/resources/un-framework-immediate-socio-economic-response_covid-19.

7) <https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2020/04/Prioritizing-indigenous-women-in-the-MPTF-April-2020.-UN-Women.pdf>.

14. 「国際連合人権高等弁務官事務所」⁸⁾(Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR))*と「国際連合食料農業機関」(Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO))⁹⁾は、パンデミックの間とその終息後に先住民族に特化して適用される勧告を発している。

* : 報告書では‘Office of the United Nations Commissioner for Human Rights (OHCHR)’とあるが、‘Office of the High Commissioner for Human Rights’の誤植と思われる。

また「国際労働機関」(International Labour Organization (ILO))はコロナ対応のための暫定的政策を発表し¹⁰⁾、さらに「先住民族問題に関する政府機関間支援グループ」(Inter-Agency Support Group on Indigenous Peoples’ Issues)は、国連に対するガイダンス・ノートを発表した¹¹⁾。「米州人権委員会」(Inter-American Commission on Human Rights)は、先住民族の権利保護のための勧告をふくむ人権とパンデミックに関する決議を採択した¹²⁾。「米州機構事務総局」(Organization of American States (OAS) General Secretariat)は加盟国に対してつぎのような行動をとることを強く促した。すなわち、自国の先住民族コミュニティの経済を維持するための特別プログラムと政策を作成し¹³⁾、「米州における包括的、権利規定的対応に関する実践的指針」(Practical Guide to Inclusive and Rights-Based Responses to COVID-19 in the America)で掲げられたさまざまな事項を先住民族の多様な求めに対応するように適用した¹⁴⁾。「人および人民の権利に関するアフリカ委員会・先住民族と先住民族コミュニティに関する作業部会」(Working Group on Indigenous Populations/ Communities in Africa of the African Commission on Human and Peoples’ Rights)は、公共医療と水、衛生施設へのアクセスにかかわる勧告を発し、コロナ対策に関するあらゆる決定においては先住民族の生活様式に配慮するように強く促した¹⁵⁾。「欧州安全保障機構」(Organization for Security and Cooperation in Europe)は、社会の結束をサポートするような短期的なコロナ対策に関する勧告を行っている¹⁶⁾。

8) https://www.ohchr.org/Documents/Issues/IPeoples/OHCHRGuidance_COVID19_IndigenousPeoplesRights.pdf.

9) <http://www.fao.org/indigenous-peoples/covid-19/en>

10) https://www.ilo.org/global/topics/indigenous-tribal/publications/WCMS_746893/lang-en/index.htm.

11) https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2020/04/Indigenous-peoples-and-COVID_IASG_23.04.2020-EN.pdf.

12) 米州人権委員会決議1/2020. <https://www.oas.org/en/iachr/decisions/pdf/Resolution-1-20-en.pdf>.

13) https://www.oas.org/en/media_center/press_release.asp?sCodigo=E-029/20.

14) http://www.oas.org/es/sadye/publicaciones/GUIDE_ENG.pdf and submission by OAS.

15) <https://www.achpr.org/pressrelease/detail?id=493>.

16) <https://www.osce.org/hcnm/449170>.

15. 専門家機構¹⁷⁾と常設フォーラム¹⁸⁾は、先住民族の健康と命が守られねばならないこと、そしてまた、先住民族に対しては十分な情報が提供され、保護され、優先的に扱われなければならないことを強く推奨している。国連のさまざまな条約機関の代表による共同の呼びかけによって、先住民族に対するコロナの影響に対してとくに注意を払うことが強く推奨された¹⁹⁾。

B. リスクと柔軟性

16. コロナは先住民族に大きなリスクをあたえている。というのは、多くの国ぐににおいて彼らの健康状態は——それ以前からの不健康さや公共医療へのアクセスの悪さ、免疫システムを低下させる社会環境要因、等々のゆえに——非先住民族社会のようにはよくないからである²⁰⁾。

健康上のリスク

17. 先住民族は天然痘やはしか、インフルエンザなどといった、植民者たちによってときには故意に持ち込まれ、彼らのコミュニティを破壊し、滅亡させた疾病が蔓延したという集団的記憶を有している²¹⁾。コロナのパンデミックに関しても先住民族は、彼らのコミュニティ内で広範囲に蔓延し²²⁾、ときには非常に高い致死率にいたることについて報告している²³⁾。
18. 栄養失調とあわせて呼吸器感染症や糖尿病、心血管感染症、そしてHIV/AIDSなどは、多くの先住民のあいだですでに蔓延してきている。彼らは多くの場合生きていくために脆弱な生態系に依存しているが——採掘産業や単一栽培で使用される殺虫剤などによって引き起こされた伝統的な土地における水源汚染をふくむ——環境の悪化からとくに健康上の悪影響を受けている。定期的な検診や治療を必要とする持病や身体障害を有している先住民は、防疫のためのロックダウンや国民健康保険制度の機能不全、そして医療機器の不足、等々によってきわめて大きな影響を被っている。

17) <https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2020/04/EMPRIP-English.pdf>

18) https://www.un.org/development/desa/indigenous-peoples-es/wp-content/uploads/sites/34/2020/04/UNPFII-Chair-statement_COVID19.pdf

19) <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25742&LangID=E>

20) Laurence Kirmayer, “Addressing global health disparities among Indigenous peoples”, *The Lancet*, vol. 388, No. 10040 (9 July 2016) 参照。 [https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736\(16\)30194-5/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736(16)30194-5/fulltext).

21) David M Morens, Gregory K Folkers and Anthony S Fauci, “Emerging infections: a perpetual challenge” *The Lancet*, vol. 8 (November 2008), p. 713参照。 <https://www.thelancet.com/action/showPdf?pii=S1473-3099%2808%2970256-1>.

22) Rede Pró-Yanomami e Ye'kwana and Carmela Roybal (University of New Mexico) による提案。

23) Coordinating Body of Indigenous Organizations of the Brazilian Amazon と Indian Law Resource Center の共同提案、および National Congress of American Indians による提案。

19. 自らの選択によって孤立して居住する人びとにおいては、外部から持ち込まれた疾病に対する免疫力が減退しており、それに加えて感染した場合には公共医療を受けることが困難である。アマゾン地域ではこれらの人びとの伝統的な文化は消滅の危機にさらされている。ここでは、林業や鉱業に従事する人々や、宣教師²⁴⁾、さらには、コロナ検査を受けていなかったり、彼らの領域に入る前に防疫措置を受けていない医療専門家などによって持ち込まれたウイルスの感染が急速にひろまったことが報告されている。
20. メンタルヘルス問題と薬物乱用が、とくに密集住宅の状況下において増加していることが報告されている。先住民族との対面による接触とメンタルヘルスへのサポートの欠如がパンデミックから生じる害悪をさらに増大させている。
21. 多くの先住民族の伝統的な文化において、拡大家族が共住すること、集団労働、フードシェアリング、霊的な儀礼などのコミュニティでの日常的慣行は基本的なものである。しかしながら、国が行っているウイルス対策措置においては、それらのことがら先住民族にとって有している大きな、特別の重要性が必ずしも認識され、尊重されてはいない。

貧困、周縁化、そしてレイシズム

22. 新植民地主義とグローバリゼーションによって、世界中で先住民族の土地が収奪され、彼らの社会は周縁的で極度の貧困な状況に押しとどめられている。先住民族コミュニティはあらゆることがらに関する不平等や差別²⁵⁾によって危機的な状況に直面しており、またコロナパンデミックによって世界中の先住民族に対するレイシズムがさらに拡大してきている²⁶⁾。そのようなレイシズムには、先住民族コミュニティが防疫措置をきちんと行っていないことや感染率が非常に高いことなどに対する非難も含まれている²⁷⁾。また彼らは食料や浄水、洗剤、衛生設備などの不足などによっても苦しめられている²⁸⁾。
23. 先住民族はしばしば公共医療や薬品へのアクセスを妨げられている。すなわち、多くの先住民族は医療施設から遠く離れたところに居住していたり；医療相談や治療を受けるための

24) ブラジリアマゾン先住民族組織連合 (Coordinating Body of Indigenous Organizations of the Brazilian Amazon) とインディアン法センター (Indian Law Resource Center) との共同提案。

25) Amanda Carling and Insiya Mankani, "Systemic inequities increase COVID-19 risk for indigenous people in Canada", Human Rights Watch, 9 June 2020; <https://www.hrw.org/news/2020/06/09/systemic-inequities-increase-covid-19-risk-indigenous-people-canada>

26) アジア先住民族女性ネットワーク (Asian Indigenous Women's Network)、アジア太平洋女性フォーラム (Asia Pacific Forum on Women)、法・開発パートナー (Law and Development and partners)、および Red de investigaciones sobre indigenas urbanos による提案。

27) Comité de Derechos Humanos de Base de Chiapas Digna Ochoa による提案。

28) Equipo nacional de pastoral aborígen (ENDEPA)、その他による提案。

金銭を有していなかったり；彼ら自身のことばで話すことができなかつたり、あるいは彼らの文化的特性に配慮した治療を受けられなかつたりしている。また、先住民族が居住している領域での公共医療施設は十分な資源をあたえられていない²⁹⁾。多くの先住民族コミュニティは、自分たち自身のヘルスケアシステムを有しておらず、公共医療に携わる医者や医療補助者の数も十分ではない。市民権を有しない人びとは身分証明書がない場合医療を受けられない³⁰⁾。先住民族の女性はリプロダクティブ・ヘルスについてさらなるリスクに直面しており、彼女らが保健医療を受けようとする場合に非難されたり、差別されたりしている。また、先住民族、とりわけ先住民族の女性は保険医療を受けることはほとんどない。

24. アフリカ、ラテンアメリカそしてアジアからの報告によると、部外で居住している先住民族は検査を受けることができない³¹⁾。多くの人びとは自己負担によって自らを守るための手段を手に入れることができず、かりに公的機関からの配給があってもコミュニティに到着するのは非常に時間がかかるか、あるいはまったく届いていない³²⁾。また、外部との接触を避けるという先住民族全般に見られる慣行のゆえに、公共医療にアクセスすることを躊躇したり、自分たちが尊厳をもって扱われることに疑念を抱いているコミュニティもある³³⁾。

25. 都会に暮らす先住民族の状況も必ずしもよいとはいえない³⁴⁾。元々の居住地から立ち退かされて都市部に住む多くの先住民族は、貧しく、住宅事情も劣悪で³⁵⁾、基本的な医療や社会サービス、さまざまな自衛手段へのアクセスを妨げるような根深いレイシズムや構造的な差別に苦しんでいる。

情報と通信へのかぎられたアクセス

26. コミュニティ間、およびコミュニティ内において、可能な予防的措置に関して十分な情報を踏まえて議論ができるか否かはつぎのことがら、すなわちウイルスの拡大に関する正確、かつ常にアップデートされた情報が手に入るか否かにかかっている。

29) メキシコへのつぎの通信参照。 <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25283>。

30) 国際・アジア先住民族保護協定 (Protection International and the Asia Indigenous Peoples Pact) への通信。

31) Association des femmes peuples autochtones du Tchad, Global Greengrants Fund および Asia Indigenous Peoples Pact による提案。

32) Ogiek Peoples' Development Program, Fundación Proclade および Corporación Claretiana による提案。

33) YiYi Prue による個人提案。A/75/185 10/27 20-09737

34) Red de investigaciones sobre indigenas urbanos による提案。

35) Australian Institute of Health and Welfare, "Housing circumstances of Indigenous households: tenure and overcrowding", 16 July 2014; <https://www.aihw.gov.au/reports/indigenous-australians/housing-circumstances-of-indigenous-households/contents/summary>; Inuit Circumpolar Council による提案 1; および、National Institution for Human Rights of Argentina による共同質疑参照。

27. コロナ予防のためのガイドラインと専門家の勧告は、必ずしも先住民族のことばには翻訳されておらず、また、その内容や公表の在り方が先住民族の文化に適したものでなかったり³⁶⁾、さらにまた、テレビやオンラインなどの、先住民族にとってアクセスが容易ではない形式でなされている。また、視覚や聴覚、精神上的の障害をかかえる先住民族に特化した情報はほとんど入手することができない³⁷⁾。地域限定のラジオや電話、テキストング、そしてソーシャルネットワークなどの通信のためのプラットフォームなどが、それぞれのコミュニティにとってもっともアクセスしやすい手段でアクセス可能であり、かつ文化的にも適した様式で情報を伝達するために整っていないなければならない。アフリカではコロナ危機のことをまったく知らなかったり、コロナウイルスが都会の問題であると考え、したがってまったく防疫措置を行っていないコミュニティも存在している。通信プラットフォームの及ばないところに存在するコミュニティにおいては、ウイルス感染の可能性を排除するために不可欠な処置を行ったうえで、福祉ワーカーの訪問を推進するための対策が取られなければならない³⁸⁾。大半の場合に市民社会が——警察によってそのしごとがさまたげられることもあるが——そのようなギャップを穴埋めする役割を担っている³⁹⁾。多くの場合に公用語を理解することが困難な先住民族女性と教育を受けていない先住民族は⁴⁰⁾、間接的な情報にたよるゆえにごまかしや搾取、情報操作などの危険に陥りやすい。

28. 情報へのアクセスのもうひとつの阻止要因は、主流社会のメディアに対して先住民族がいなく信頼感や関心の欠如で、とりわけ彼らが先住民族として承認されていない場合にはそうである。そのような場合には彼らはソーシャルメディアにより多く依拠している⁴¹⁾。

29. ベネズエラ・ボリバル共和国 (Bolivarian Republic of Venezuela) では、アマゾン地域の20人の先住民族リーダーがコロナに関するワーキンググループをたちあげ、彼らのコミュニティに対するコロナの影響とリスクについて検討し、ラジオ放送のような目的にかなったアウトリーチ活動を行っている⁴²⁾。メキシコでは先住民族の全国組織が、コロナ感染防止に関するメッセージを伝達する媒介者として行動する、伝統的信仰に依拠して治療する人びとの全

36) Sandra del Pino and Alex Camacho, "Considerations on indigenous peoples, Afro-descendants, and other ethnic groups during the COVID-19 pandemic" (Pan American Health Organization, 2020), p.9: <https://www.paho.org/en/documents/considerations-indigenous-peoplesafro-descendants-and-other-ethnic-groups-during-covid>.

37) National Indigenous Disabled Women Association Nepalによる提案。

38) Réseau des associations autochtones pygmées and partnersによる共同提案。

39) アンゴラへの通信参照。 <https://spcommreports.ohchr.org/TmSearch/TMDocuments>.

40) Association Dewran and Association des femmes peules autochtones du Tchadによる提案。

41) Moroccan Amazigh organizations and the National Council of Displaced Persons of Guatemalaによる提案。

42) <https://watanibasocioambiental.org/equipo-multietnico-visita-radios-en-puerto-ayacucho-para-informar-a-las-comunidades-indigenas-sobre-el-coronavirus>.

国的ネットワークの立ち上げを支援している⁴³⁾。アルゼンチンとパラグアイでは、政府が遠方にあるコミュニティでも受信可能なラジオ局やワッツアップ（WhatsApp）などによって先住民族のことでコロナに関連するメッセージを伝達している⁴⁴⁾。インドでは村の評議会や先住民族女性を含む長老がコロナに関する情報を先住民族のことでに翻訳したり、広範囲にわたって伝達することを支援している⁴⁵⁾。ラオス人民民主共和国（Lao People’s Democratic Republic）では、正確なコロナ情報とさまざまな先住民族の言語による（保健当局と地方のコミュニティ間での防疫措置に関する双方向通信をも含めて）防疫措置に対するアクセスを確立するための、政府による広範な努力の一環として、全国コロナホットラインを通じて2020年5月以降ミャオ語（Hmong language）による情報伝達が行われている。

拘禁中におけるコロナウイルスとの接触

30. 先住民族は刑務所やその他の拘禁施設に非先住民族よりも高い割合で拘束されている⁴⁶⁾。ここでは、他の収容者とのあいだで一定間隔をとったり、その他の制約を課すという国の責務は十分に履行されておらず、大きなリスクにさらされている。明確な協定や文化的に適した保護措置をなすことが求められており、そのことは先住民族が収容者の多数もしくは大きな割合を占めている場合にはとくに重要である⁴⁷⁾。さらにまた、先住民族は移住者の多数をも占めており、受け入れ国の報告によると、先住民族が行政施設に収容されている間、非先住民族に比べてより強くコロナ感染の危険にさらされている⁴⁸⁾。
31. 自由が剥奪されているあらゆる場合において、国家はつぎのような人びとの釈放と、拘禁施設内でのリスクを緩和するための拘禁に代わる代替処置をとる可能性を追求しなければならない。すなわち、軽微かつ暴力を伴わない犯罪者、釈放目前の人、移住者としての収容、移住資格に問題があつて拘禁されている人びと、そして基礎疾患を有する人や事前もしくは行政上の理由で拘禁されている人びと、等々である⁴⁹⁾。

データの不足

32. 先住民族と非先住民族とのあいだの健康上のアンバランスの実態は地球規模で調査されなければならない。先住民族のあいだでのコロナ感染と死亡事例について追跡調査が行なわれている国もあるが、グローバルにみればそのようなことは例外的である。先住民族のコロナ

43) メキシコによる提案。

44) アルゼンチン（Defensoría del Pueblo de la Nación）とパラグアイによる提案。

45) Asia Pacific Forum on WomenとLaw and Development and partnersによる共同提案。

46) A/HRC/42/37, paras. 45-46

47) National Aboriginal and Torres Strait Islanders Legal Services and partnersによる共同提案。

48) Contacto Ancestralによる提案。

49) OHCHR, “COVID guidance”; <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/COVID19Guidance.aspx>.

感染に関する実態についてデータが存在しないということは、非先住民族の人びとにとっては彼らの存在は不可視であり、その結果先住民族の人々が防疫措置や治療計画、そしてその他の社会—経済的支援の埒外におかれていることを意味している。

33. コロナ感染の検査能力がかぎられていたりコミュニティが政府を信頼していないような場合、そしてまたそれらにかかわる情報を彼らが秘匿することを主張しているような場合——とくに遠隔地におけるコミュニティでは——そのようなデータを正確に収集しようとする努力がなされていることを特別報告者は認識している⁵⁰⁾。それらのデータを自ら収集している先住民族コミュニティも存在するが、その結果は国が公表しているコロナに関する報告書にまったく、もしくはほとんど反映されていない⁵¹⁾。誠実に活動している政府と先住民族コミュニティ間の共同と情報交換は、パンデミックに適切に対応するためには不可欠である。都市部においてコロナに感染した先住民族の場合、彼らが先住民族であることは公的記録ではほとんどの場合考慮されていない。したがって、文化的に適したヘルスケアを先住民族は都市においては受けることができていないということは不問に付されている。
34. 個々の先住民族のデータは、都市や先住民族コミュニティに居住しているか否かといった彼らのライフスタイルの多様性を反映させる形で収集されなければならない。先住民族のニーズに適したコロナ感染の防止に適合するように、国民の健康に関する記載においては少なくとも、ジェンダーや年齢、身体障害の有無などに加えて、所属するエスニックや先住民族に関する事項を含んでいなければならない。
35. カナダでは、データを素早く収集し、コロナがどの程度先住民族の生命や福祉に影響を与えているかを分析するために、オンラインにおいてクラウドソーシングを利用している。そのようなツールにはアクセス上、信頼性において制限はあるが、コロナが人びとにどのように影響を与えているかを素早く知るためには有用である⁵²⁾。先住民サービス省（Indigenous Services Canada）もまた、これまでのデータは十分ではないという認識に基づいて、コロナが先住民族に与える影響に関するデータ収集の在り方を改良するためのファンドを立ち上げることを明らかにしている⁵³⁾。
36. ラテンアメリカでは、コロナに直面した先住民族地域プラットフォーム（Regional Platform of Indigenous）が政府と地域組織とのあいだでの対話と政策の展開を促進し、コロナ危機の

50) Chiefs of Ontario and the National Congress of American Indiansによる提案。

51) Oswaldo Cruz Foundation, the working group on indigenous health of the Brazilian Association of Public Health and the Union of British Columbia Indian Chiefsによる提案。

52) Statistics Canadaによる提案。

53) Union of British Columbia Indian Chiefsによる提案。

間、先住民族を守るために地域レベルでの情報収集と分析、個別化のための一連のツールを開発している⁵⁴⁾。

コロナに対するコミュニティの柔軟性

37. 先住民族は非先住民族よりも感染リスクが高いにもかかわらずパンデミックを回避する有効な資源を有している。すなわち、彼らのライフスタイルや文化、土地との結びつきなどで、それらはパンデミックや国による規制に対して柔軟に対応しうる資源として有効である。柔軟さのあり方はコミュニティごとに大きく異なっている。したがって、国は地方政府を通じて、先住民族の組織や機関と共同で防疫とリスク緩和の戦略を検討するに際してこれらの要素を考慮に入れなければならない。
38. 自己決定権の一部として集団的な自立権を有している先住民族は、もっとも効果的にウイルスを制御し、数か月に及ぶ孤立にも対処することができる。すなわち、持続可能な農業生産と自らの領域内で生産される食料に依存することができ⁵⁵⁾、また——自らのコミュニティ内外での行動を規制するというような⁵⁶⁾——コミュニティ自身が決定することができる先住民族は、多くの場合に危機により柔軟に対応している。
39. 先住民族コミュニティによるサポートと家族の強力な絆もまた、数か月に及ぶ国の規制から生じる圧力や悲しみ、経済的、その他の困難、そしてとくに都市部での社会的、物理的孤立などにうまく対処するための手助けとなってきた。ニュージーランドのマオリのリーダーたちは、食料や衛生用品、その他のものを各戸に配布できるよう手配し、彼らが‘*mahi aroha*’と呼ぶもの、すなわち、他者への愛から行われる骨の折れるしごとの一環として社会的連帯を強めることにより、コミュニティのメンバーが抱えている精神的な苦痛を和らげようとしている⁵⁷⁾。政府の支援を必要としないようなコミュニティによるイニシアティブは、エルサルバドルやモロッコなどを含む世界中で行われてきている⁵⁸⁾。
40. 先住民族による地方自治の原則に関するある研究においてつぎのように指摘されている：

健康におよぼす集団生活の利点は…明らかであり、コミュニティの成員であることは「健康促進

54) https://observatorio.cl/wp-content/uploads/2020/05/filac_fiay_primer-informe-pi_covid19.pdf, p. 19.

55) Asian Indigenous Women’s Network および Tebtebba Foundation による提案。

56) Hillard S. Kaplan and others, “Voluntary collective isolation as a best re sponse to COVID-19 for indigenous populations? A case study and protocol from the Bolivian Amazon”, *The Lancet*, vol. 395 (30 May 2020), p. 1732; <https://www.thelancet.com/action/showPdf?pii=S0140-6736%2820%2931104-1>.

57) Fiona Cram, “Mahi aroha: COVID-19 and Māori essential work”, submitted to the MAI Journal in June 2020.

58) Consejo Coordinador Nacional Indígena Salvadoreño and Moroccan Ama zigh organizations. による提案。

の方法として活用されたならば、当該コミュニティにおける疾病率を減少させることと一体となる。

さらに同研究ではつぎのように指摘されている：

さまざまなつながりを持つことや何らかの団体に所属しているという感情、そして有意義なかたちでなにかのコミュニティに参加しているということは、心の癒しをもたらしている。われわれが各人の健康保持のための行動を犠牲にすることなく、それらと並行してコミュニティに関与することに重きを置くことができるならば、乏しい健康のための資源をもうまく活用できるだろう。⁵⁹⁾

41. 先住民族が有しているホーリスティックな健康の概念と結びついた、伝統的な医療やローカルな生物多様性に関する深い知識、そして、炎症を抑えたり解熱作用のある植物を含むさまざまな薬種は、彼らが一般的な国民健康医療の重要な資源を利用できない場合にも健康を維持するための貴重な資源である。伝統的な医療を用いることは、とりわけ権利宣言やより一般的には生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity) (第8条) そしてパリ協定 (Paris Agreement) (第7条) などが、包括的で文化的に適した政府の公共医療とならんで維持され、支持されなければならない。

42. 先住民族の諸価値や知恵、資源などは彼ら以外のより広範な社会のためにも解決策を示唆することができる。たとえば政府によるコロナ規制は、世界中の多くの人びとの間に自ら必要な食料を生産し、準備し、また自然界との結びつきを取り戻し、さらにまた、家族や隣人とのより強化な団結を広げていくことに対する願望を強く推奨している。人類のニーズと惑星のニーズとのあいだのバランスや、環境にかかわる正義や社会的正義を担保することが可能な新たなメカニズム、そして食料の生産、配分、消費にかかわる新たなモデルを発見する際に、われわれは先住民族の伝統的知識に依拠することができる⁶⁰⁾。

C. 国のパンデミック対策への参加と組み入れ

43. 先住民族にとって実効性あるパンデミック対策となるために不可欠な要素は、彼らが必要としている情報や財政的、物質的支援を提供することであるとともに、自らがそれぞれの状況に対処することを可能とするための自治権を尊重することである。先住民族と非先住民族の諸組織との対等な関係の下での協同が、パンデミックに一体となって対応するためには不可欠である。

59) Carolyn Smith-Morris, "Indigenous communalism: belonging, healthy communities and decolonizing the collective" (Rutgers University Press, 2019).

60) <http://www.fao.org/indigenous-peoples/faq/en>.

44. 先住民族は残念ながらコロナ対策からほとんどの場合に排除されてきたようである。地球規模でいえばパンデミックへの備えは低調であるといえるが、それに加えて先住民族は国が行ったあらゆる緊急対策計画の中に組み入れられていなかった。パンデミックを阻止するための全国規模での措置は、先住民の事前の自由なインフォームド・コンセントをとることなく彼らの領域に適用されたゆえに、彼らが直面していたさまざまな困難な問題は考慮されなかった。彼らを治療するにあたって、先住民族の関係者ではなく完全に一般の人びとやボランティアに依拠した政府もあった。
45. 先住民族に対する医療サポートや経済的支援は、彼らが被るパンデミックの影響が非先住民族に比して大きいことが予想されていたにもかかわらず、コロナの第一例の発生が明らかとなって数か月後ようやく整備されている。それらの対策は、先住民族の諸組織と協同して行われたことはほとんどなく、多くの場合に「脆弱な」集団に対する一般的な対策の一環として行われている。その結果これらの対策は、彼らのさまざまなライフスタイルにかかわる固有のニーズや、自らのコミュニティもしくは都市部、あるいは自らの選択によって孤立していたり初期接触 (in initial contact) の状態であるか否か、等々を十分に考慮するものではなかった。たとえば、アマゾン地域の先住民族コミュニティに居住する人びとは、彼らが受けることができる財政的支援を得るために公共交通を使って都会まで移動しなければならないゆえに、コロナに感染するリスクを冒すべきか否かを決断しなければならないというジレンマに直面したことが報告されている⁶¹⁾。
46. 多くの先住民族が参加して彼ら独自の対策を採用した政府もあった。ただし、財政支援は関係するコミュニティに対して直接にはなく政府機関を通して交付され、しかも保留地や都市部に居住する先住民族は排除されていた。
47. もちろんすぐれた事例も存在する。エルサルバドルでは、地方自治体とのコミュニケーションのチャンネルを立ち上げようとする先住民族コミュニティの努力によって、地方自治体と協力して適切な処置が考案され、実行されたことによって大きな成果が上がったという事例が報告されている⁶²⁾。カナダでは先住民族の各コミュニティが自らの緊急対策プランを立ち上げた際に先住民族サービス省が財政支援を行った⁶³⁾。オーストラリアでは、コロナに関するアボリジニ・トレス諸島アドヴァイザリーグループ (Aboriginal and Torres Strait Islander Advisory Group) が保険省に対して、アボリジニとトレス諸島民の公共医療とコミュニティに関することを含めて、文化的に適したコロナに関するアドバイスをを行っている。メキシコとパラグアイでは政府が、先住民族の病院での治療と合わせて、都市に居住する先住民族の

61) Rede Pró-Yanomami e Ye'kw による提案。

62) Consejo Coordinador Nacional Indígena Salvadoreño による提案。

63) Chiefs of Ontario and the Union of British Columbia Indian Chiefs による提案。

感染者の家族のためのシェルターの設営を支援した⁶⁴⁾。コスタリカでは先住民族の領域におけるコロナ防疫のためのガイドラインとアクションプランが、ヘルスセンターでの先住民族の感染者の治療に関する特別なガイダンスを含めて、パンデミックの早い段階で採用された。

48. 先住民族の特別な役割や特性を認識していないさまざまな措置と先祖伝来の文化や知識、慣行などの保持が両立するためには、防疫プランに彼らを組み入れ、参加してもらうことが不可欠である。自治に対する集団的権利を先住民族が行使するのに適しているとコミュニティが判断するような措置を政府は支援しなければならない。パンデミックやその他の危機に関して、タイムリーで文化的に適した対応を国が実行できるためには、緊急計画の初期の段階から多様なすべての先住民族が組み入れられていなければならない。

49. 『ランセット』(The Lancet)のある論文でつぎのように指摘されている。「[先住民族コミュニティの]健康を追求することはわれわれの未来を追求することである。彼らのコミュニティがになっているかけがえのない役割を評価するためには、たんに彼らが現在のパンデミックを生き延びることだけではなく、パンデミック後に彼らがより繁栄することをわれわれの目標として追及することが必要である。」⁶⁵⁾

D. 危機に対する先住民族の対応と解決策

50. 先住民族はその歴史を通じてくりかえし、あるいは常に生存にかかわるような逆境や脅威にさらされてきている。現在のパンデミックの間に国からの支援が不十分であるという事態に直面して、彼らは再度、ウイルスに立ち向かい、コミュニティを維持するために自らの組織や創造性、そして知識に依拠してきている。彼らがおかれている状況についての情報をひろめ、危機に関する先住民族の見解と危機に対する解決策を提示し、対策をとるように各地域の先住民族はそれぞれの組織を総動員して政府に働きかけている。

自己隔離

51. 世界中の大部分の先住民族が共通して即時に採用した措置はコミュニティ内外での移動を制限することによって、ウイルスの拡大を阻止することであった。歴史的にも多くの集団はコミュニティ全体を隔離する措置を行ってきた。フィリピンではイゴロット族(Igorot peoples)が‘ubaya’——つまり、コロナ危機以前から行われている年中行事で、農耕循環において休息と自省のためにコミュニティを閉鎖する時期——の措置を行っている⁶⁶⁾。チリのラ

64) メキシコとパラグアイによる応答。

65) Kaitlin Kurtice and Esther Choo, “Indigenous populations: left behind in the COVID-19 response”, *The Lancet*, vol. 395 (6 June 2020): <https://www.thelancet.com/action/showPdf?pii=S0140-6736%2820%2931242-3>.

66) <https://www.culturalsurvival.org/news/kasiyanna-particular-challenges-indigenous-peoples-facing-covid19>

パナイ島の先住民族リーダーは、島への一日2便の到着便をストップさせる行政上の権限を有していなかったゆえに、共に過ごし自然体を尊重する先祖伝来の生活様式たる‘Tapu’に訴えた。そのゆえに、コミュニティ全体がいわば自己隔離し、ウイルスの拡大を防いだとされている⁶⁷⁾。デンマークとグリーンランドでは先住民族の諸組織が、すべてのコミュニティに対して自己隔離を推奨したことによってウイルスの拡大を防いでいる。アルジェリアではアメリグ人 (Amazigh) のコミュニティは、自治地域へのすべての出入りを規制することにより、無用の外部者が彼らの領域に入ることを規制し、またメンバーには家にとどまるようにアドヴァイスしている。これらのコミュニティに関しては、その領域における感染者数がきわめて低く抑えられていることから、このような自己規制が有効であったことを示している⁶⁸⁾。

52. コミュニティへのアクセス規制を決定した先住民族コミュニティは、必ずしも警察官や財政上の支援を受けてそのようにしたり、医療に関するチェックポイントを設けるように強制したわけではない⁶⁹⁾。また、コミュニティへの道路を封鎖することによって罪に問われる可能性があるかと警告したコミュニティもあったと報告されている⁷⁰⁾。

53. 隔離によってウイルス感染を防ぐことが唯一の選択肢であったわけではない。たとえばボリビア多民族国家 (Plurinational State of Bolivia) のモセテン (Mosetén) の人びとは、信頼している商人や、コミュニティの外のコロナ規制を行っている近くのマーケットとの話し合いのうえで、町を訪れるためにコミュニティから人びとが出ていく必要がないように、そしてまた、外部の商人がコミュニティに入る必要がないような対策を立てている。マーケットで売買する人びとはソーシャルディスタンスを保ち、各人が感染防止のための十分な備えを行っている⁷¹⁾。

健康と衛生に関するイニシアティブ

54. オーストラリアではアボリジニが主導した地域のクリニックが、クイーンズランド州のトゥーンバ (Toowoomba) に開設された。そのクリニックは地域の住民にコロナに関して文化的に信頼できる検査と治療を提供している。さらにクリニックは先住民族以外の弱い立場に置かれた住民をも治療している。

67) Rapa Nui people による提案。

68) World Amazigh Congress による提案。

69) Chiefs of Ontario and the Navajo Nation.

70) Federación Nativa del Río Madre de Dios y Afluentes と EarthRights International による共同提案。

71) Hillard Caplan and others, “Voluntary collective isolation as a best response to COVID-19 for indigenous populations? A case study and protocol from the Bolivian Amazon”, *The Lancet*, vol. 395 (15 May 2020); <https://www.thelancet.com/action/showPdf?pii=S0140-6736%2820%2931104-1>.

55. 先住民族は現在のパンデミックに対処するために、さまざまな伝統的手法や知識と、伝統的でないもの、そして時にはそれらを組み合わせたものを活用している。たとえばアフリカや米州ではいぶし火 (smudging) のような伝統的な空気浄化の事例が報告されている。また、コンゴ民主共和国やケニヤ、モロッコでは植物や灰などから生産された、手や住宅を洗浄し、消毒するための製品がコミュニティ内の業者によって生産されていることが報告されている⁷²⁾。また、薬用植物は世界中でひろく活用されている。

56. エルサルバドルでは先住民族の若者が主導するイニシアティブが、彼らの自治体に入ってくる車を消毒するために洗浄し、また家の中をいぶすための定期的な日時を設定している。その他のコミュニティにおいては、たとえば、記念公園で働いている先住民族の若者が、浄化作用のある衛生用品を生産するために薬用植物を栽培することに力を注いでいる⁷³⁾。アメリカにおいてはニューメキシコ州の Pojoaque のコミュニティは、隔離を必要とする別の部族の感染者のための滞り場所として、カジノのホテルの部屋を利用できるようにした⁷⁴⁾。ペルーでは先住民族の組織が、各コミュニティの拠点とネットワークを形成しつつ、日々の新たな感染者数を記録するためにコミュニティ監視システムを立ち上げている⁷⁵⁾。インドのナガランド州 (Nagaland) では多くの先住民族コミュニティが、政府の支援をまったく受けずに環境にやさしい隔離センターを立ち上げた。それらの隔離センターは、都市や海外で働いていた帰郷者や村人を14日間隔離するために利用されている⁷⁶⁾。

コミュニティのケア

57. 先住民族コミュニティの強固な連帯感、個々のメンバーとコミュニティ全体の生存にとって極めて重要である。先住民族の女性はこの点において中心的な役割をはたしている。モロッコでは先住民族の女性は、わずかなファンドライジング活動を通じて、ロックダウンにおいて最も困難に直面している家族の苦しみを和らげ、彼女ら自身と他の部族のメンバーの活動を支援するために、'tiwizi' と 'tada' という伝統を継承しようと努力している⁷⁷⁾。

58. カナダではリモートによるメンタルヘルス支援センターが——相談設備やコミュニティ外にも届くオンラインプラットフォームを含む——先住民族の組織たる First Peoples Wellness Circle によって立ち上げられ、支援されている。ブリティッシュコロンビアでは First Nations

72) Action pour la promotion des minorités autochtones en Afrique Centrale, Minority Rights Group International と Moroccan Amazigh organizations による提案と contribution

73) Consejo Coordinador Nacional Indígena Salvadoreño による提案。

74) Carmen Roybal による提案。

75) Federación Nativa del Río Madre de Dios y Afluentes と EarthRights International の共同提案。

76) Asia Pacific Forum on Women, Law and Development and partners による共同提案。

77) Chiefs of Ontario and the Union of British Columbia Indian Chiefs による提案。

Health Authority が—— 感染の心配のない食料生産の準備、配給、洗浄などに関する情報とともに——「パンデミックの間の収穫の配給」(“Sharing the harvest during the pandemic”)に関する指針を発表して、伝統的な食料配給を支援した⁷⁸⁾。

計画と記録

59. タイの若い女性研究者が90人の先住民族女性に対してパンデミックに関するコミュニティの関心事とニーズについてインタビューを行った。彼女らの分析によると、先住民族の諸組織が女性、こども、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイア、そしてインターセックスなどを支援するためにオンラインでのファンドライジングのキャンペーンをはじめた。90組近い先住民族の家族（ほぼ500人のコミュニティのメンバー）に対して食料、応急処置キット、手指消毒剤、マスク、そして女性用ナプキンなどが提供された⁷⁹⁾。
60. カナダではそれぞれのファーストネーションは——自分たちの文化的な儀礼や固有のニーズを尊重しつつ、コミュニティが直面する固有の課題に対応するための——コロナやその他のパンデミックのための固有のプランを有している。政府の保健機関の役人はコロナとパンデミックに関するそれらの立案手続きと、地域レベルでのファーストネーションのニーズへの対応の双方を支援している⁸⁰⁾。
61. コロンビア全国先住民族機関（National Indigenous Organization of Colombia）は、パンデミックに関するデータや分析、勧告などが掲載された定期刊行物を発行するために先住民族の領域の監視システムを活用している。それらは先住民族の領域やコミュニティの保護のために活動している先住民族の伝統的な機関や政府機関のタイムリーで重要な決定をなすことや、パンデミックに直面した先住民族や国民の生存と統合を確かなものとするに対して大きく貢献している⁸¹⁾。

自立自存

62. したがって先住民族の自律権を確固として尊重することによって、非先住民族コミュニティのためにも資源を有効に活用することが可能となる。フィリピンの先住民族コミュニティでは、より大きな支援を必要とする家族が存在し、また、彼らのコミュニティは自立自存が可能であるゆえに彼らのコミュニティはロックダウンにも対応するという理由から、政府

78) Chiefs of Ontario and the Union of British Columbia Indian Chiefs による提案。

79) Asia Pacific Forum on Women, Law and Development and partners による共同提案。

80) Chiefs of Ontario and the Union of British Columbia Indian Chiefs による提案。

81) <https://www.onic.org.co/noticias/70-desta-cadas/3784-boletin-013-sistema-de-monitoreo-territorial-smt-onic-informacion-para-prote-ger-la-vida-y-los-territorios> 参照。

の福祉局から申し出られた食料品を辞退したことが報告されている⁸²⁾。チリではマプチェの職人漁民 (Mapuche artisanal fisherfolk) は、ロックダウンによる経済的打撃を受けた非先住民族のコミュニティに対して彼らの漁獲物の一部を配給した⁸³⁾。

63. インドでは先住民族の組織が国際的な基金を立ち上げて、マスク製造に対して地域の女性に報酬を支払ったり、衛生用品を購入して先住民族コミュニティに配布し、またローカルな先住民族のことばによる防疫のための公共医療プログラムを作成し、そして伝統的な医療を推奨したりしている⁸⁴⁾。

E. 不均等な先住民族に対する国の対策

64. 国によるロックダウンや規制、移動の自由に対するその他の制約は——すべての国民に平等に適用されている場合においてさえ——先住民族、とりわけ都心部に居住する先住民族や自立自存できない先住民族コミュニティに居住する先住民族にとっては、非先住民族と比較してより大きな影響を与えている。

女性と少女

65. アメリカ州⁸⁵⁾とアジア⁸⁶⁾、およびアフリカ⁸⁷⁾では、政府による規制と先住民族の女性、少女に対する強制結婚や女性器切除を含めた家庭内外での暴力のあいだには相関関係が存在する。さらにまた、先住民族の女性はとくに経済的に大きな影響を受けており、女性への暴力は経済的な不安定と関係している⁸⁸⁾。コロナ以外の病気治療の優先順位が下げられた結果、さらにまた病院が——コロナ検査に対するアクセスを有しない者や資力がないものに対してなんら支援をすることなく——診察に際してコロナの陰性結果の提示を求めている場合には、たとえば妊産婦死亡率もまた上昇している⁸⁹⁾。
66. 女性のしごと量は家族が自宅にこもる場合には増加する。つまり、たきぎひろいや料理、などの日常のしごとに加えて、彼女たちはしばしばコロナ予防のための清掃、消毒なども行わなければならない。そしてそのことによって、さまざまな規制を守りつつ自宅から遠くは

82) Tebtebba Foundation による提案。

83) https://observatorio.cl/wp-content/uploads/2020/05/filac_fiay_primer-informepi_covid19.pdf, p. 34.

84) <https://www.culturalsurvival.org/news/indigenous-peoples-finding-solutions-own-communities-response-covid-19>.

85) Native Women's Association of Canada による提案。

86) Asia Indigenous Peoples Pact and Nepalese indigenous women's organizations による提案。

87) Moroccan Amazigh organizations; and submission by Minority Rights Group International and partners による共同提案。

88) Native Women's Association of Canada による提案。

89) Nepalese indigenous women's organizations による共同提案。

なれた場所まで行って清潔な水を得ることが必要となり、また病人の世話もしなければならぬ⁹⁰⁾。「アメリカ州先住民族女性ネットワーク」(Continental Network of Indigenous Women in the Americas) は、その地域でのさまざまな情報とともにコロナが女性に対して与えるインパクトについての報告書を刊行している⁹¹⁾。

食料と生活の糧の取得

67. コロナは食料や安全な水などの取得に関して先住民族にとってこれまで以上の困難をもたらし、地域の伝統的経済を混乱に貶めている。土地の権利を否定され、自らの領域に関する自己決定権を有していない先住民族は、食料の生産や原野や森林、海岸などを自由に活用することができない。したがってロックダウンによって彼らの自立の力は大きく減退している⁹²⁾。
68. 地域のマーケットの閉鎖によって食料の売買や日常の必需品の物々交換ができなくなり、また先住民族の家族は生活費を稼ぐことができない。とくに換金作物によって生計を立ててきたコミュニティは大きな影響を受け、来シーズンに作付けするだけの資材を得ることができない。アフリカやアジアの農業生産者や工芸品の製作者⁹³⁾、森でさまざまなものを採取している人びとは⁹⁴⁾、それらを販売することで収入を得ることができない。アジアの先住民族にとってモンスーン前の3月から6月の時期が、雇用機会が減少する前にそれらを販売して十分なお金を得るためにはとくに重要である⁹⁵⁾。
69. 半遊牧や牧畜で生活するコミュニティは、家畜の飼料を求めて自由に遊牧したりマーケットで家畜を販売することができない⁹⁶⁾。サーミのトナカイ飼いの人びとはレストランが閉鎖されているため肉の販売量が減少したことで収入が減り、またその結果、通常よりもトナカイの頭数が増えることから、土地の利用をめぐる紛争が生じるなど、放牧地の管理をめぐる

90) Franciscans International and partners による共同提案。

91) https://www.ohchr.org/EN/Issues/IPeoples/SRIndigenousPeoples/Pages/Callforinput_COVID19.aspx での報告書への投稿リスト参照。

92) <https://www.forestpeoples.org/en/increased-hunger-and-poverty-for-Batwa-in-Uganda-amid-covid-19> と Union Nationale du Peuple Kanak による提案参照。

93) Ogiek Peoples' Development Programme and Moroccan Amazigh organizations による投稿参照。

94) Asia Indigenous Peoples Pact, "COVID-19 and humanity: human rights in peril", May 2020.; <https://aippnet.org/wp-content/uploads/2020/05/AIPPs-flash-update-3.pdf> と Action pour la promotion des minorités autochtones en Afrique Centrale による提案参照。

95) International Indigenous Peoples Movement for Self-Determination and Liberation, "Weaponizing pandemic against indigenous peoples: continuing plunder and rights investigations" (May 2020), p. 4.; <https://www.ipmsdl.org/news/new-publication-on-weaponizing-pandemic-against-indigenous-peoples-continuing-plunder-and-rights-violations>.

96) Association des femmes peuples autochtones du Tchad による提案。

問題も生じている⁹⁷⁾。

70. 地方の定期航空会社の一時閉鎖は都会から遠方に位置する北欧のコミュニティに大きな影響を与えている。なぜならば、食料や医薬品、個人用のコロナ対策用品、郵便、貨物運送、その他の生活必需品などの供給がほぼ途絶え、また病院や保護用シェルターへの緊急搬送などができないからである⁹⁸⁾。

71. アジアの先住民族のなかには、漁業や農業そして林産物を採取するために森林に入ることなどといった、伝統的な生活を支える活動が禁じられた先住民族もいた⁹⁹⁾。その結果、多くの先住民族はつぎのジレンマに直面している。すなわち、外出禁止をやぶって罰金か暴力を被る危険を冒すか、もしくは、換金作物からの収入喪失と飢餓の恐怖を伴うものの、あえて収穫を見送るか、いずれかの選択をせまられている¹⁰⁰⁾。たとえば、街頭で物品を販売したり森で林産物を採取している女性への警察による暴力の事例が報告されている¹⁰¹⁾。工芸品を販売したり文化的なパフォーマンスで収入を得ている先住民族は、ツーリズムの突然の停止によってとくに大きな影響を被っている。

72. 都市部に居住する先住民族の労働者はインフォーマルな労働によって生活している。たとえば建築や家政婦などの労働者で、とくに障害を持つ者は真っ先に失業するにいたっている¹⁰²⁾。街頭でものを売る人やホームレスもロックダウンと外出禁止によって街を出歩くことが禁じられた。公共交通の閉鎖は職場から離れて居住する人びとの生活手段を奪っている。また家庭内労働者は、雇い主がウイルス感染を強く恐れている場合には大きな影響を被ることになる¹⁰³⁾。ラテンアメリカとアジア地域の報告書によると、都市部に居住する多くの先住民は、家賃や食料を買うお金がないゆえに自分たちのコミュニティに戻らざるを得ないという状況におかれている¹⁰⁴⁾。境界を越えて出稼ぎに来ている人びとは、生活必需品を入手できない困窮状態の中で境界地域で立ち往生している。

97) Swedish civil society organizations in response to the joint questionnaire of the special procedures による共同提案。

98) Indian Law Resource Center, the Alaska Native Women's Resource Center と National Indigenous Women's Resource Center の共同提案。

99) Indian Law Resource Center, the Alaska Native Women's Resource Center and the National Indigenous Women's Resource Center による提案。

100) Asia Indigenous Peoples Pact による提案。

101) Centro de Estudio e Investigaciones Mapuche and the Asia Indigenous Peoples Pact による提案。

102) Nepalese indigenous women's organizations による提案。

103) LILAK (Purple Action for Indigenous Women's Rights) による提案。

104) Oxfam International and the Asia Indigenous Peoples Pact による提案。

政府の財政支援へのアクセス

73. 政府がさまざまな規制をしている間と規制撤廃後において、非先住民族と平等な財政支援をうけるためのアクセスを先住民族は有していなかった¹⁰⁵⁾。財政支援は弱い立場にある人びとに関するデータベースに依拠して行われていたが、支援が必要なすべての先住民族を網羅する包括的なリストが作成されていない国もあった¹⁰⁶⁾。たとえば、缶詰ではなく乾燥魚のような文化的に適した食料品を含んだ救援物資を政府が用意できるようにするためには、市民社会が関与することが必要な場合もあった¹⁰⁷⁾。また、財政支援を求めることができるのは都市にかぎられているゆえに、孤立して存在するコミュニティはそのためにはパンデミックが発生している場所に行くというリスクを冒さなければならないケースも存在した¹⁰⁸⁾。国内経済を押し上げるための財政上の保障やその他の措置は、先住民族コミュニティにおいて典型的な零細家族ビジネスよりも規模の大きなビジネスを優遇していた¹⁰⁹⁾。

文化的インパクト

74. 先住民族の文化や伝統、霊的なことがらやことばなどの守り手であった長老が、年齢と健康状態のゆえにコロナにより死に至るリスクが高いことから、パンデミックは（急速なグローバル化のなかで）大きな文化的損失を引き起こしている。さらに長老の死は、数世代が同居する家族の見守り人とともに、ロールモデルや伝統などに関する伝授者がいなくなることをも意味している。

75. さまざまな規制やソーシャルディタンスによって、文化的、霊的および宗教的な活動が中止された結果、先住民族のコミュニティは重大な影響を被っている。たとえば、マプチュ族（Mapuche）のコミュニティにとって冬至の儀式を中止したのははじめてであったが、それは、主流社会の文化に抗して彼らの文化を保存するために、儀式を若い世代にひきついでもらう機会を逸したことを意味した¹¹⁰⁾。また、コロナによって死亡した遺体の取り扱いに関する国の指令は、さまざまな宗教における伝統的な葬儀にかかわる儀礼に対して影響を及ぼした¹¹¹⁾。

76. 先住民族は、文化にかかわる生活の支援や環境保護などをも含めて、基金や優先事項の公

105) Tebtebba Foundation による提案。

106) Kenya Human Rights Commission and partners による共同提案。

107) Pan-Amazonian Ecclesiastical Network による提案。

108) Rede Pró-Yanomami e Ye'kwana and joint submission by the WakuBorun and Pariri Indigenous Association による提案。

109) Sami Parliament of Sweden による提案。

110) ENDEPA による提案。

111) Rede Pró-Yanomami e Ye'kwana and the Tebtebba Foundation. 112 Submission by the Sami Parliament of Sweden による提案。

的配分に対してパンデミックがいかなる影響を及ぼすかということに対して懸念をいただいている。伝統的知識の世代間の継承や先住民族が構築している社会的仕組みへの支援が、危機が去ったのちにも先住民族が生存し続けるためには従来通り優先されなければならない¹¹²⁾。

自治へのインパクト

77. 国の機関が先住民族の自治を承認しない場合には、国によるソーシャルディスタンスの強制の結果コミュニティの統合と迅速な決定が妨げられることがある。ラテンアメリカとアフリカ地域での報告によると、コミュニティが開催しようとする会議などが規制され、パンデミック対策に関してコミュニティが決定したりそのための措置を検討することができなかったという事例が示されている。文化的、現実的な理由からオンラインによる会議を行えないコミュニティも存在している¹¹³⁾。

教育

78. オンラインもしくはその他のリモート教育へのグローバルな転換は、先住民族にとって大きな課題を提起している。インターネットの接続コストが大きいことと、ネットワークの信頼性やそのスピードが低いかまったく存在しないことなどのゆえに、先住民族と非先住民族社会のあいだでの情報格差がより大きくなっている¹¹⁴⁾。ラテンアメリカとアジア地域では、固定電話の費用を払うのが困難な場合、生徒が携帯電話によって課題の受信と送信を行っているコミュニティもある。したがって、コンピュータ設備を有していないコミュニティのこどもたちは、電話以外の教育手段を有しないままに放置されている¹¹⁵⁾。さらにまた、一定の先住民族のこどもにとって、教室の閉鎖は学校給食を利用できないことをも意味した。しかしメキシコでは学校給食が中止された場合には「国立先住民族局」(National Institute for Indigenous Peoples)が、給食サービスを受けている先住民族のこどもに食料を入れたパッケージを提供している¹¹⁶⁾。グローバルな規模でのこれらの危機の存在は、教育システムにおける先住民族への保護、監督の欠如と連動してさまざまな限界が存在していることを示している。

先住民族の権利の擁護者に課せられた規制

79. 先祖伝来の土地や環境を守る活動をロックダウンの間にしていくなかで、とくに国が緊急事態宣言を通じて法の適用を拡大していった結果、彼らは徐々に自身と家族の命の危険をも

112) Sami Parliament of Sweden による提案。

113) Minority Rights Group International and partners and submission by ENDEPA による共同提案。

114) Navajo Nation による提案。

115) Oxfam International による提案。

116) Mexico による提案。

感じだしていた¹¹⁷⁾。緊急事態宣言はときには特定の集団や個人をターゲットにしたり¹¹⁸⁾、先住民族の権利擁護活動自体を犯罪とする根拠としても用いられた。それらへの抵抗の禁止を含む移動や集会の自由の制限は¹¹⁹⁾、彼らへの人権侵害や虐待を監視し、注視することができないようにしつつ、人権活動家やジャーナリスト、市民社会の活動を妨害していった。裁判所の機能を停止したり制限することによって、裁判や救済を求めることができなくなっていった。これらのことによって、企業や犯罪ネットワークが先住民族の土地をなんらの前触れもなく、また責任を問われることもなしに獲得することに道を開いた¹²⁰⁾。ロックダウンの実施によって、先住民族の権利擁護者がコミュニティのメンバーを保護するために緊急支援のネットワークを活用することが制限された。他方で、公的機関や私的なアクターは、たとえば彼らが自分たちの土地に入ることを阻止するために、隔離指令に違反した者を犯罪者とすることで彼らを黙らせるためのより強い力を獲得していった¹²¹⁾。

80. 先住民族の土地と環境の擁護者は、国が実施した規制によってますます攻撃や死にさらされるようになった。居所を突き止められ、自宅を離れられないことが察知された先住民族のリーダーが殺害されたと、ラテンアメリカにおいて報告されている¹²²⁾。先住民族のコミュニティの病院では十分に治療が行われていないということをソーシャルメディアで警告を発したジャーナリストが虐待を受けた¹²³⁾。アジアでは、先住民族の権利に関する擁護者を支援する女性リーダーを含めて、彼/彼女らへの脅迫と虐待が激化していった、と報告されている¹²⁴⁾。

境界の閉鎖

81. 国境はしばしば同族の先住民族のコミュニティを人為的に分断している。ラップランド (Sápmi) 内での移動の自由が、たとえば国境を越えて家族メンバーに支援物資を運ぶことや

117) 土地と環境に対する権利の擁護者は最も危険にさらされていた。https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25517&LangID=E.

118) https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25722&LangID=E: submissions by Asia Indigenous Peoples Pact and the Tebtebba Foundation.

119) Canadian Feminist Alliance for International Action and Pamela Palmater, Chair in Indigenous Governance, Ryerson University による共同提案。

120) International Work Group for Indigenous Affairs, “Indigenous Peoples at increased risk due to coronavirus”, 31 March 2020; https://www.iwgia.org/en/news/3547-iphrd-healthcovid-19.html.

121) https://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25850&LangID=E

122) Oxfam International and Peace Brigades International による提案。

123) Franciscans International and partners による共同提案。

124) International Work Group for Indigenous Affairs, “Indigenous Peoples’ Human Rights Defenders in the Philippines threatened and harassed” (11 May 2020); https://www.iwgia.org/en/news-alerts/news-covid-19/3582-indigenous-peoples-human-rightsdefenders-in-the-philippines-threatened-and-harassed.html: submissions by Protection International and the Asia Indigenous Peoples Pact.

トナカイを放牧することの禁止などによって、2020年3月の国境閉鎖により制限されてきている¹²⁵⁾。同じくトゥレグ族 (Tuareg) の若者がサヘル地域 (Shael) の国境をまたぐ都市において、国境閉鎖とそのインパクトに反対するデモを行ったことが報告されている¹²⁶⁾。複数の国が協同して対応していないことから、国境をまたいで暮らしている先住民族コミュニティにおいてしばしば国境を超える事例が生じているのである¹²⁷⁾。

土地の権利の侵害の激化

82. パンデミックは以前から自らの権利を侵害されてきた人びとの状況をさらに悪化させたゆえに、「二重のパンデミック」(“double pandemic”)とも呼ばれている。すなわち、健康上のリスクと自由の制限は、軍隊や企業などから自らの命や土地、領域などを守る闘いや、パンデミックの間に南アジアや東南アジアを襲ったサイクロン、森林火災などの自然災害に対する戦いなどをより激化させた。これらのゆえに先住民族は、土地の喪失に対して従来にも増して弱い立場に置かれた。移動を制限され、土地を守ることができなくなり、また市民社会が彼らの追放や侵害、虐待などを監視できなくなるにつれて合法、違法両面にわたる土地の収奪が拡大していった。

争いと軍隊の動員

83. 2020年3月に国連事務総長による紛争の全面停止の呼びかけ——安全保障理事会によって7月1日に提起され、決議2532号(2020年)として採択された——がなされたにもかかわらず、先住民族の土地に関する争いはやむことなく、コロナと取り組んでいる人びとへの人道機関からの支援活動の妨げとなっていた。先住民族のリーダーたちは、対立グループが提供するコロナ関連の支援を受け入れたら逮捕するとのおどしを受けていた¹²⁸⁾。争いの結果居住地から追放された先住民族は、水がほとんどなく不衛生で公共医療をも受けることができない密集キャンプで生活していた。そしてさらにそのような事態は、人道支援を実行するにあたっての支援ルートの複雑さによってより厳しいものとなった¹²⁹⁾。

84. コロナ対策に関して、公共医療ではなくセキュリティの問題としてより強力に軍隊や警察を動員する国も存在した。警察や軍隊の動員は先住民族に対するレイシズムと、彼らが以前から押し付けられていた先住民像をさらに拡大していった。さらにまた、先住民族の領域で

125) Sami Parliament of Sweden による提案。

126) Association Tin Hinan による提案。

127) National Indigenous Organization of Colombia and partners による共同提案。

128) International Work Group for Indigenous Affairs, “While the world focuses on COVID-19, Indigenous Peoples in Myanmar are being killed”, 28 April 2020; <https://www.iwgia.org/en/news/3568-while-the-world-focuses-on-covid-19-indigenous-peoples-in-myanmar-are-beinkilled.html> 参照。Tebtebba Foundation による提案。

129) Asia Indigenous Peoples Pact による提案。

職務についている国や企業の保安要員は、つねに彼らの生活様式や食料の採取を妨げていた¹³⁰⁾。

85. 保護区域と国立公園の周縁で暮らしている先住民族は公園管理者によって虐待を受けていた。野生の動物を食料とすることを禁止したり、より広い保護区を設けることの根拠として、パンデミックを利用する自然保護団体が存在したことが報告されている。しかもそれは、そのような禁止などが、パンデミックを阻止するという明確な根拠もなく、またそのような決定によって影響を被る先住民族と協議することの重要性を考慮することなく行われている¹³¹⁾。

先住民族の土地における事業活動

86. 緊急事態宣言下での国内経済支援のための国のさまざまな措置において、農業関連産業や採掘業、林業、水力発電などのプロジェクトを支援したり、それらが「必須の」活動であると宣言すること、等々において、プライベートセクターを優先する場合がある¹³²⁾。これらの企業は、全国規模のロックダウンにもかかわらず、また、事前の自由なインフォームド・コンセントを得ることなしに、したがって、先住民族のウイルス感染のリスクを高めつつ彼らの伝統的な土地においてその企業活動を行いつづけている¹³³⁾。

87. 大企業はコロナ以前と同様に自由に活動し、先住民族の土地への侵入を続ける一方で、先住民族が自分たちの土地を利用し、守るための活動や自由への制限はますます強化されているという事実に対して、アジアとラテンアメリカ地域の先住民族は、著じるしく正義に反すると感じている。市民社会と先住民族組織は——オープンな協議手続きや平和的なデモの承認、そして裁判所での中断決定を求めることの可能性などを認めることなく——企業に対しては国の例外的状況のなかで政府が事業を許可することに対して厳しく批判している。またさらに、コロナに関連した緊急事態の下、企業活動に適用される環境評価のルールを緩和した政府もあることが報告されている¹³⁴⁾。

88. さらにまた、先住民族の土地で活動する違法な炭鉱夫やきこり、ハンターそして土地の横

130) Legal Rights and Natural Resources Center による提案。

131) Survival International による提案。

132) Earthworks, Institute for Policy Studies- Global Economy Program, London Mining Network, MiningWatch Canada, Terra Justa, War on Want and Yes to Life, No to Mining, “Voices from the Ground: how the global mining industry is profiting from the COVID-19 pandemic” (June 2020).; https://miningwatch.ca/sites/default/files/covid-19_and_mining_snapshot_report_-_web_version.pdf.

133) Organization of American States (OAS), “Indígenas amazónicos están ‘en grave riesgo’ frente a COVID-19, alertan ONU Derechos Humanos y CIDH”, press release, 4 June 2020.; <http://www.oas.org/es/cidh/prensa/comunicados/2020/126.asp>; submissions by International Platform against Impunity and the Bristol Bay Native Association.

134) Global Greengrants Fund による提案。

領者の数を増やすために、企業は政府の許諾や監督を受けることなく隔離措置を悪用していた¹³⁵⁾。3月にアマゾン地域の先住民族のコミュニティは、彼らの領域内での木材の伐採や鉱物、石油の採掘、農業関連事業の即時中止を宣言した¹³⁶⁾。そしてその呼びかけに応じて、国際的な規模で225の組織が連帯を表明し、すべての産業活動にたいするアマゾン地域全体でのモラトリウムを支持した¹³⁷⁾。

89. 緊急措置は産業や環境保全、そして開発にかかわるプロジェクトに関して、事前の自由なインフォームド・コンセントに対する先住民族の権利を侵害してきたように思われる。アジアにおいては、政府による規制の間、同意や補償なしに先住民族がたびたび居住地から追い出されてきた¹³⁸⁾。影響を被った先住民族が確実に補償を受けるためには、パンデミックの間に行われたそのような侵害行為を記録しておくことが重要である。先住民族が出席できるか否かが彼らの健康状態や政府の規制勧告によって左右されるという事実を考慮することなく、協議が行われた国もあったことが報告されている。

V. 結論と勧告

90. 先住民族は国のさまざまな対策の利益を受けることができない状態のままに放置され、以前から直面してきた以上の権利侵害にさらされることで、公共医療や社会安全システムに関する脆弱さが明らかとなり、またより拡大した。国による規制や経済活動の縮小から生じた帰結を緩和するための戦略を準備していくなかで、先住民族の権利をも含む人権の尊重が復興プログラムの中心に据えられねばならない。感染の継続と再拡大を前提として、国と地方自治体は人権をベースとしたパンデミックに対する緊急対策要領を先住民族と協同して確立しなければならない。女性が指導的役割を確実に担うことが、彼らが直面しているさまざまな領域で存在する差別をなくすことにとってとくに重要である¹³⁹⁾。そして、先住民族の高齡

135) Friends of the Earth Sweden による提案。

136) Fund for the Development of the Indigenous Peoples of Latin America and the Caribbean, “Indigenas de tierras bajas exigen parar todas las actividades extractivas en sus territorios”, 29 April 2020, available at http://www.filac.org/wp/comunicacion/actualidad-indigena/indigenas-de-tierras-bajas-exigen-parar-todas-las-actividades-extractivas-en-sus-territorios/?fbclid=IwAR0w2fU6Gn_VUWj6woNW-N3OTGRzo8U6Fi7TPwFKSM5MCKpwKhE6m0Kd2Wo

137) Amazon Watch, “Indigenous peoples across the Amazon issue demands in response to coronavirus pandemic”, press statement, 20 April 2020; <https://amazonwatch.org/news/2020/0420-indigenous-peoples-across-the-amazon-issue-demands-in-response-to-coronavirus-pandemic>.

138) Housing and Land Rights Network and the Asia Pacific Forum on Women, Law and Development and partners による提案。

139) United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women, “In Guatemala, investing in indigenous women’s economic empowerment is key to building back better after COVID-19”, 29 June 2020; <https://www.unwomen.org/en/news/stories/2020/6/feature-empowering-indigenous-women-in->

者や障害を有している者、女性、こども、若者、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイア、インターセックス、および人権の擁護者、等々の置かれている状況にとくに注意が払われなければならない¹⁴⁰⁾。

91. 健康に対する先住民族の集団的権利は、彼ら自身の公共医療システムを運営し、文化や土地、ことばそして自然環境などに対する彼らの権利と一体となって、ホーリスティックな公共医療にアプローチする可能性を伴っている。
92. 多くの先住民族は脆弱なエコシステムに依拠して暮らしや生存を保っている。現状において彼らはすでに気候変動から大きな脅威を受けているゆえに、コロナからの経済回復を促進するという名目のもとで環境保護を縮小することから、非先住民族と比してより大きな影響を被っている¹⁴¹⁾。地球温暖化を推し進めている天然資源の過剰な採取や放出をやめ、国ぐいの間での社会経済的な格差の増大を抑えることなどを通じて、これまでのあり方に対する根本的な変革のチャンスとしてパンデミックが活用されなければならない。
93. 特別報告者はすべての国連構成国とその他の国際的なアクターが、すべての先住民族に対して集団的、個別的に緊急支援を行うよう働きかけている。その支援内容としては、十分かつ文化的に適したコロナ検査、個人に関してはコロナから身を守るための用品や治療、そして水や衛生用品、健康や社会的保護などに関連するコミュニティサービス、等々である。救助物資の配給は、先住民族やエスニシティ、人種、国籍（無国籍者を含む）、障害、年齢、性志向や性自認、等々によって差別されてはならない。
94. 特別報告者は、OHCHR¹⁴²⁾や「先住民族問題に関する政府機関間支援グループ」¹⁴³⁾ (Inter-Agency Support Group on Indigenous Peoples' Issues) などからのものを含む、パンデミック状況下での先住民族の権利に関するガイダンスと勧告を支持している。
95. そしてさらに特別報告者は、国や先住民族組織、国際的なドナーや国連機関や企業などに対する以下の勧告を提示する。

guatemala-in-covid-19-response.

140) OAS, “Indígenas amazónicos están ‘en grave riesgo’ frente a COVID-19, alertan ONU Derechos Humanos y CIDH”.

141) Daniel Wilkinson and Luciana Tellez-Chavez, “How COVID-19 could impact the climate crisis”, Foreign Policy in Focus (16 April 2020); <https://fpif.org/how-covid-19-could-impact-the-climate-crisis>.

142) https://www.ohchr.org/Documents/Issues/IPeoples/OHCHRGuidance_COVID19_IndigenousPeoplesRights.pdf.

143) http://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2020/04/Indigenous-peoples-and-COVID_IASG_23.04.2020-EN.pdf.

公共医療の計画と実施

96. 先住民族の組織やコミュニティ、協会などは、完全に自律できる地域と支援が必要な地域を区分することによって、パンデミックに対する緊急プランを準備し、アップデートしなければならない。そのようなプランには——地方や地域の政府内において彼らと協同して活動するパートナーを明確にしつつ——担当者間の連絡網とともに、コロナに感染したコミュニティのメンバーを隔離するという選択肢も含まれていなければならない。
97. 公共医療や人権状況にかかわる国の人権組織のような国家機関や独立組織——は、先住民族に関する情報を自らコントロールする彼らの権利を尊重していることを前提として——と情報を共有することは先住民族にとって望ましいことであると考えている。また彼らは、より広範な社会のために解決策をもたらすための彼ら自身のグッドプラクティスや伝統的知識を広く共有することもよいことであると考えている。
98. 国はパンデミックの緊急プランと法律を更新し、さらにつぎのことを確保しなければならない。すなわち、そのようなプランは先住民族に特化した措置と基金を含み、また、郊外の地域を含めた族長やリーダーたちとの通信のための名簿といった特定の有効なコミュニケーションのためのチャンネルを備えていなければならない¹⁴⁴⁾。また国はその対策を知らせるために先住民族の知恵にも依拠しなければならない。
99. 自己決定権と自治権を尊重するために国や先住民族コミュニティは、彼らの組織との率直で説明可能な相互のコミュニケーションにもとづいて、将来を見据えた適切な公共医療と予防計画、そしてウイルス抑制措置などを整備しなければならない。先住民族の権利に影響をおよぼす緊急で計画されていなかったいかなる措置についても——必要な場合にはそのような措置が必要であり、またいかなる影響をおよぼすのかを説明するために異文化に属するファシリテーターの助力を得て——彼らの事前の自由なインフォームド・コンセントを得なければならない。自らの選択によって孤立して居住する先住民族の固有の事情を考慮しなければならない。また彼らに対するプランは、孤立せずにその地域に居住している先住民族コミュニティと協同して立案されなければならない。
100. 公共医療システムにおける先住民族女性やこども、高齢者、障害を持つ者やレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイア、インターセックス、そしてふたつの魂を持つ人 (two-spirit persons) に関するデータは、それらの措置が有するインパクトや公共医療へのアクセスに含まれているあらゆる差別を明確にし、対応するために——都市部

144) Sandra del Pino and Alex Camacho, "Considerations on indigenous peoples, Afro descendants, and other ethnic groups during the COVID-19 pandemic" (Pan American Health Organization, 2020).

に居住する先住民族と先住民族コミュニティ（自らの選択によって孤立したり、初期接触の人びとを含む）、そしてそれらの混合の状態で居住する人びとのさまざまな経験はことなっているということを認識したうえで——系統立てて収集し、分析されなければならない。

101. 都市部と地方で居住する先住民族はいずれも、国による規制の間にジェンダーにもとづく差別を被った人に対する支援に関する情報とともに、パンデミックの間の公共医療と予防に関する時宜にかなった正確な情報を、当該コミュニティが理解できることばとフォーマット（ラジオ、ソーシャルメディア、イーजीリード（easy-read））などを通じて——受けることができなければならない。この点に関しては国は先住民族自身のイニシアティブを確立するために基金を設けなければならない。
102. 先住民族に適用可能な公共医療の実施要領と予防措置は、彼らの伝統的な医療をふくめて彼らに固有の健康の概念をも考慮しなければならない。それらは相互に補完しつつ国の保健組織と先住民族の保健システムが協同して展開されなければならない。先住民族固有の保健機構が存在しない場合には国はそれらを立ち上げることを支援しなければならない。さらにまた国は、コロナ以外の先住民族の患者に対しても継続して医療を施さなければならない。

予防と規制措置

103. ウイルスの感染拡大を防ぐために先住民族の領域へのアクセスを制限するという先住民族コミュニティの決定の実施に関して、国は支援し、求められた場合にはアシストしなければならない。移動式のコロナ検査実施のために外部から医療専門家がコミュニティに入る場合には、彼らは原則として到着前に陰性の証明を得ていなければならない。
104. 国全体でのロックダウンや防疫措置は、その適用と強制に関して差別的なものであってはならず、必要かつ妥当なものであり、（延長は想定されているが）特定の限定された期間にのみ認められており、かつ国際的な人権法と基準に合致したものでなければならない。そのような措置は先住民族の伝統的な生活様式と慣行、そして彼らに対する不均等な影響を緩和するための制度などに適合していなければならない。
105. 国が国境を越えて移動することを禁止したり規制する場合には、家族やコミュニティそして人びとが国境によって分断されている先住民族の権利を国境警備隊は保護しなければならない。
106. パンデミックが再度生じるリスクを考えるならば、先住民族の領域で行われる企業活動の再開や継続は、それらの活動から影響を受ける先住民族から新たに同意を得られた場合のみに限定されなければならない。先住民族コミュニティの近隣で行われる伐採や採掘産業を一

時的に停止することが検討されなければならない。国の諸機関や企業は、先住民族が反対してきたさまざまな活動をさらに進めるためにそのような状況を悪用することは認められてはならない。

107. 国は、コロナ対策のための措置によって適切な協議や同意が得られない場合においては、先住民族の領域に関する立法や採掘産業などの認可を行ってはならない。さらに国は先住民族に対して、居住地から追い出したり、追い出すことを示唆して威嚇してはならず、また彼らの土地への非武装化を進めなければならない。

108. コロナ感染防止措置に対する定期的な根拠にもとづく評価をなす際には、先住民族の諸組織が出席することが必要である。

人権の擁護者

109. 国は、さまざまな規制やその他の措置によってさらなるリスクにさらされる可能性のある先住民族や人権擁護者をより強く保護しなければならない。また国は、継続的に認められるべき不可欠の公的な役務として、人権擁護者への侵害や虐待を監視し、その結果を報告することを承認しなければならない。

110. 緊急に認められた権限は国に抵抗したり沈黙している先住民族のリーダーや権利の擁護者を抑圧するために濫用されてはならない。国は緊急に先住民族の領域やコミュニティにおける軍隊の配置を変えたり、縮小しなければならない。先住民族やその土地、そして女性の人権の擁護者などに対する攻撃は阻止されねばならず、加害者はその責任を問われ、損害を賠償しなければならない。

経済と社会の復興

111. 経済的、社会的復興計画を策定し、実行する際において国は、先住民族の自己決定権を尊重し、保護し、促進しなければならない。すなわち、彼らの自治や自律、とりわけ彼らの土地や資源を自由に利用し、アクセスする権利や、彼らの保健と教育のシステムを自由に運営する権利である。先住民族女性にとって先駆的な意義を有する、それらに関連するさまざまな手続きやプランが国の財政的、物理的支援を受けつつ彼ら自身によってすすめられなければならない。パンデミックによって拡大される以前から存在する先住民族の周縁化を踏まえて、都市部、郊外双方における住宅や食料、公共医療、教育へのアクセスが優先されなければならない。

112. 国は、先住民族がとくに土地や天然資源に依拠していることを考慮しつつ、排出ガス削減や気候変動の影響緩和を目的としたコミットメントや活動——彼らが主導する環境保全のた

2020年段階でのコロナ感染症の現状

めのプロジェクトやイニシアティブによるものを含む——を強化しなければならない。

